

刑法改正案特別委員會會議事速記第一號

委員氏名

委員長

侯爵黒田 長成君

副委員長

村田

保君

委員

子爵酒井 忠亮君

男爵尾崎 三良君

男爵岡内 重俊君

三好 退藏君

名村 泰藏君

小松原英太郎君

波多野敬直君

都筑 馨六君

奥山 政敬君

富井 政章君

一木喜徳郎君

菊池 武夫君

兒玉淳一郎君

明治四十年二月四日(月曜日)午前十時三十分開會

○副委員長(村田保君) ソレデハ是カラ委員會ヲ開キマス、ドウゾ 政府委員カラ、此度改正ニナリマシタ所ノ大體ノ要領ヲケテ宜ウゴザイマスカラ、大體ノ所ヲ御説明ヲ願ヒマス、大分希望ニナツテ居リマスカラ……

○政府委員(倉富勇三郎君) 刑法改正案審査ノ御參考ノ爲ニ申上ケテ置キマス、刑法ノ改正ハ多年ノ宿題デゴザイマシテ、第十五議會以後ノコトヲ申述ベマシテモ……政府ヨリ刑法改正案ヲ本院ニ提出セラレタ以來、今回ヲ合セマスレバ既ニ四回ニナリマス、改正案提出ノ都度、主務ノ大臣及政府委員ヨリ本議場又ハ委員會場ニ於キマシテ其都度提出ノ理由ヲ申述ベテゴザイマス、加之本院ニ於キマシテモ刑法改正ノ必要ハ御認メナリマシテ、既ニ第十六回議會ノ折ニ改正案ヲ可決セラレテゴザイマス、右様ノ次第デゴザイマスカラシテ、今日現行刑法ヲ改正スル必要ノ理由ヲ改メテ申述ベマスルノハ全ク無益デアラウト考ヘマス、就キマシテハ今日ハ此節提出サレマシタ所ノ法案ト前ニ本案ニ於テ御決定ニナツテ居リマスル所ノ法案トノ間ニ如何ナル差異ガアルカ、其點ヲ聊カ申述ベテ御參考ニ供セヤウト思ヒマス、然ルニ此事ニ就キマシテモ本案第一讀會ノ際ニ、司法大臣ヨリ監視ニ關スル規定ヲ削リタルコト、大赦、特赦、減刑及復権ニ關スル規定ヲ削リタルコト、ソレカラ公權剝奪ニ關スル規定ヲ削リタルコト、此三點ニ就キマシテハ既ニ一應ノ説明ヲ致シテゴザイマス、就キマシテ重複ヲ避ケマスル爲ニ私ハ此三點ハ之ヲ除キマシテ、其他ノ事項ニ就イテ聊カ申述ベマセウ、第一、前回ノ案ト此節ノ案トノ間ノ差異アリマスルノハ、監置、懲治ノ處分ニ關スル規定ヲ削ツタノデアリマス、前ノ案ニ於キマシテハ精神病者ニ就イテハ監置ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルト云フ規定ガゴザイマス、然ルニ此節ノ案ニハ其規定ヲ削リマシタ、又前ノ案ニハ幼年者ニ就イテ懲治ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルト云フ規定ガゴザイマス、ナゼ監置ニ關スル規定ヲ削リタルカト申シマスルノニ、監置ハ危害ヲ豫防スル爲ノ規定デゴザイマシテ固ヨリ刑罰デハゴザイマセウ、加之精神病者ニ對シテ監置ノ處分ヲ必要トスルト云フコトハ強チ精神病者ガ刑法上ノ罪ヲ犯シタ場合ノミデ無イ、假令犯罪行為ガ無クモ精神病者ニ就イテハ監置ノ處分ヲ必要トスル場合ガゴザイマス、現ニ今日デモ精神病者監護法ニ依テ精神病者ニ對シテハ監置ノ處分ヲ致シツ、

アルコトデゴザイマス、シテ見マスレバ精神病者ガ刑法上ノ罪ヲ犯シタ場合ノミニ限リマシテ特ニ監置ノ處分ヲスルト云フコトヲ刑法ニ掲ケテ置キマシテモ、ソレデケテ決シテ完全ト云フ譯ニ參リマセウ、又幼年者ニ對シマシテ懲治ヲスルト云フコトモ固ヨリ是ハ刑罰デハナイノデゴザイマス、ソレノミナラズ幼年者ニ對シテ懲戒ヲ施スト云フコトモ決シテ幼年者ガ犯罪行為ヲ爲シタ場合ニ限ラヌ譯アル、現ニ民法ニ於キマシテモ裁判所ノ許可ヲ得テ懲治場ニ入レルコトヲ得ル旨ノ規定モゴザイマス、又感化法ニ於テモ幼年者ヲ感化院ニ入レルコトヲ得ルコトノ規定モアリマス、是モ幼年者ガ犯罪行為ヲ爲シタ場合ノミニ限リテ刑法上特ニ懲治ノ處分ノ事ヲ規定シテ置イテモ決シテ完全ト申ス譯ニ參リマセウ、ソレノミナラズ刑事ノ裁判所ヲシテ此幼年者ニ對スル懲治處分ヲナサシメルト云フコトハ幼年者ヲ感化スル上ニ於テモ決シテ適當デナカラウ、斯ウ云フ考モゴザイマス、テ旁、右様ナ次第、此節ノ案ニハ監置處分、懲治處分ノ規定ヲ總テ削リマシテ他ノ法律ニ於テ完全ニ是等ノ事ヲ規定スルノ宜カラウト云フコトデ、此案ニハ之ヲ削レトニ致シマシタノデゴザイマス、第二ニハ幼年者ノ犯罪行為ニ付キマシテ刑ヲ減輕スルコトノ規定ヲ削リマシタノデゴザイマス、前ノ案ニハ十四歳以上ニ至ル者ガ罪ヲ犯シタ場合ニハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得ト云フコトノ規定ガゴザイマシタ、然ルニ此節ノ案ニハ其規定ヲ削リマシタ、其理由ハ此改正案ニ於キマシテハ幼年者ノ責任年齡ヲ變ヘマシテ十四歳未滿ハ總テ之ヲ罰シナイト云フコトニナツテ居リマス、十四歳以上ト致シマスレバ數ヘ年デアレバ十五歳或ハ十六歳ト云フコトニナリマシテ、一通リ其人ノ知能モ發達シテ居リマス、加之此改正案ニ於キマシテハ多クノ場合ニ於テハ刑ノ範圍ガズツ廣クナツテ居リマス、ソレデ幼年者ガ罪ヲ犯シタ場合ニ於テ各條ノ刑ノ範圍内ニ於テ幼年者相當ノ刑ヲ科スルコトモ出來ル、又尙ソレデモ其犯情ニ適當シナイ場合ガアレバソレ以上酌量減輕ノ途ガ開イテアリマスカラシテ、十四歳以上ニ至ル者ニ付テ法律上減輕ノ途ヲ開イテ置ク必要ハ無カラウト云フ趣意カラシテ此規定ヲ削リタルコトニナリマシタ、ソレカラ第三ニハ未遂罪ニ關スル規定ニ變更ヲ加ヘタノデアリマス、前ノ案ニ於キマシテハ未遂罪ノ場合ニ於テハ「其刑ヲ減輕スルコトヲ得」ト云フ規定ニナツテ居リマシタ、法律上必ず其刑ヲ減輕スルト云フコトデハナカッタノデアリマス、然ルニ此節ノ案ニハ「得」ト云フコトヲ廢メマシテ其刑ヲ減輕スルト云フコトニナツタノデアリマス、未遂罪ノ場合ト既遂罪ノ場合トニ於キマシテハ實際ノ害モ相違ガアリマス、加之現行刑法ニ於キマシテモ未遂犯ノ場合ハ必ず其刑ヲ減輕スルト云フコトニナツテ居リマス、是等ノ規定モ參酌イタシマシテ結局、現行刑法ノ規定ニ準ジマシテ未遂犯ノ場合ニハ裁判所ノ考ニ任セル、法律上必ず其刑ヲ減輕スルト云フコトニ致シタ方ガ宜カラウト云フ考ヲ以テ、此規定ヲ改メタノデアリマス、其他總則中ニ於キマシテ未遂拘留ノ日數ヲ本刑ニ算入スルコトノ規定、ソレカラ期間計算ニ關スル規定、刑ノ執行猶豫ニ關スル規定、加減例ノ規定、是等ノ所ニ多ク修正ヲ加ヘタ點ガゴザイマス、又第二編中ニ於キマシテ刑ノ短期長期ニ變更ヲ加ヘタ點ガゴザイマス、委シク申シマスレバ刑ノ範圍ヲ或ハ伸バシ或ハ縮メタ點ガゴザイマス、ソ

レカラ罰金ノ額モ或ハ増シ或ハ減ジタ點モゴザイマス、其他前ノ案ニハ自由刑ヲ科シテ居ルナラバ、ソレヲ頂戴シタト思ヒマスガ、ドンナ御都合デゴザイマセウカ

○副委員長(村田保君) 唯今政府委員ヨリ今回改正ニナリマシタ大體ノ説明ガゴザイマシタガ、如何デゴザイマセウカ、續イテ是カラ御質問等デモゴザイマスレバ質問會ダケニ止メテ置キマセウカ、或ハ續イテモウ少シ之ニ就イテ……

○副委員長(村田保君) ソレバカリデハ無イ

○富井政章君 案全體ニ就イテ……

○副委員長(村田保君) 全體ニ就イテナラ尙ホ宜イ

○菊池武夫君 私モ是ハ成ルベク早ク審査了ラムコトヲ希望スルノデアリマス、或ハ此中ニハ私初メ前ニ關係シテ多少知ツテ居ル人モアリマスケレドモ、其他ニハマダ能ク御覽ニナラヌ方モアルカモ知レマセヌ、ソレデ質問等ニ付キマシテモ、今日ナドハ是御止メニナツテ、サウシテ次會ノ期日ヲ御定メニナツテ、其時ヨリシテ始メル方ガ却テ便利ダラウト思ヒマス、又撈取モ却テ其方ガ宜クハナイカト思ヒマス、是ハ早ク決了スルコトハ希望イタシマスガ、餘リ早クヤツテモ、委員會デ質問モ無ク、議場ニ於テ質問ガ續々起ツテ、委員會デハ質問ガ無カッタト云フノハ面白クナイ

○奥山政敬君 菊池君カラ御説モアリマシタガ、併シ今質問シタ所デ、是デモウ質問ガ今日デ打止メニナツテ、ズツト進行スルト云フコトデモ無カラウト思ヒマス、質問ヲシテモ矢張り一ツデモ二ツデモ質問スルダケハスレバ、矢張りソレダケ早ク進ンテ行クダラウト思ヒマス、進ムニ付イテハ一步デモ早ク進ム方ガ宜カラウト思ヒマスカラ、十二時マデノ間ハ質問デモアレバ其質問スルト云フコトニ御定メニナリタイト考ヘマス

○副委員長(村田保君) 如何デゴザイマセウカ、御質問ノアル御方ハドウツ御質問ナサツテ下サル様ニ……

○男爵尾崎三良君 私ハ菊池君ノ御説ノ通り、今ヤツタ所ガ、アトニ殘リマスカラ矢張り一日デモ置イテヤツタ方ガ宜カラウト思ヒマス、質問スルニモ熟讀シテ置カヌト質問ノ要領ガ出テ来ナイ

○副委員長(村田保君) 併シ今日質問了ラタ譯テ無イ、此次ニモ質問ハ幾ラデモ出来マス、ドウデゴザイマセウ、質問ヲシタイ御意見ノアル方ハ矢張り御質問ダサレバ大變都合ガ宜イデスネ

○名村泰藏君 司法省デ今度ノ改正案ト前ノ改正案ト比較シテ居ルト云フモノガア

リマスナラバ、ソレヲ頂戴シタト思ヒマスガ、ドンナ御都合デゴザイマセウカ

○政府委員(平沼騏一郎君) 其比較表ハ拵ヘテ居リマス、ソレハマダ印刷ガ間ニ合ヒマセヌデ、大抵今日アタリハ出来ル積リデアリマス、ソレヲ差上ケル積リデゴザイマス

○男爵尾崎三良君 ソレガ出来マスレバ、ドウツ速ニ……

○男爵岡内重俊君 御手数ナガラ宅へ……

○名村泰藏君 ソレガ出来マスレバ、ソレヲ拜見シテ其時、質問會ヲ開イタ方ガ宜クハナイカト思ヒマス、比較スル所ガ無ケレバ言ヒタイト思フコトモ言ヘナイヤウナ心持ガ生ズル、今日ハ是デ菊池君ノ御説ノ通り御止メニナツタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○男爵尾崎三良君 其比較表ハ明日デモ出来マセウカ

○政府委員(平沼騏一郎君) 大抵、今日出来マセウト思ヒマス

○男爵尾崎三良君 明朝デモ御送りラ願ヘレバ宜イト思ヒマス

○三好退藏君 別ニ理由書ハアリマセヌカ

○政府委員(平沼騏一郎君) 今度ハ別ニ理由書ハ出シマセヌデゴザイマス

○副委員長(村田保君) ソレデハ比較表ヲアトテ御同シニナツタ上デ、更ニ委員會ヲ開クト云フ、サウ云フ御意見ガ多イヤウデスカラ、サウ云フヤウニシマセウ、サウ致シマスルト、今度ノ會ハ何日頃ニシマセウカ

○男爵尾崎三良君 明後日アタリデハドウデスカ、其比較表ヲ明朝デモ送ツテ戴イテ明後日アタリデハ宜クハアリマセヌカ

○男爵岡内重俊君 若シ本會ガアレバ本會散會後、無ケレバ明日午前十時トカ……

○副委員長(村田保君) ソレデハ明後日午前十時カラ開クトシテ御異存アリマセヌカ

○奥山政敬君 本會ガアレバ散會後トシテ……

○副委員長(村田保君) 本會ガ明後日ハ無イサウデゴザイマスカラ、サウシマシマスレバ午前十時カラ委員會ヲ開キマス、ソレデハ今日ハ是デ閉會イタシマス

出席者左ノ如シ

副委員長 村田 保君

委員 子爵酒井 忠亮君 男爵尾崎 三良君

三好 退藏君 名村 泰藏君

都筑 馨六君 奥山 政敬君

一木喜徳郎君 菊池 武夫君

國務大臣 司法大臣 松田 正久君

政府委員 司法次官 河村讓三郎君

司法省民刑局長 平沼騏一郎君

檢察 倉富勇三郎君

波多野敬直君

富井 政章君

谷野 裕君